

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おりづる
- 3 代表者の氏名
齊藤 田津子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市西本町2丁目5番6号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、食事提供サービスや販売の技術習得に関する事業を行い、居場所を提供すると共に就職や社会復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (3) 子どもの健全育成を図る活動
 - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7) 社会教育の推進を図る活動
 - (8) まちづくりの推進を図る活動
 - (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動